

令和 7 年 4 月

各 位

河南町政策総務部契約検査室

令和 7 年度の入札制度について（お知らせ）

河南町では、入札のより一層の透明性及び競争性の向上及び入札事務の効率化を図るため、次のとおり運用します。また、今後、入札契約に関するお知らせは、随時町ホームページに掲載しますのでご確認ください。

1. 前金払制度について

本町では、令和 3 年度に前金払（前払率は請負金額の 40 %以内）及び中間前払金（前払率は請負金額の 20 %以内）の限度額の撤廃及び工期による制限の撤廃を行いました。

また、土木建築に関する工事の設計業務等でも前金払の請求（前払率は請負金額の 30 %以内）が出来るようになりました。

対 象

- ・ 請負代金額 500 万円以上の工事
- ・ 請負代金額 500 万円以上の土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量

2. 事後審査型条件付一般競争入札の入札参加資格について

本町発注の建設工事においては、「河南町建設工事成績評定要領」に基づき工事成績の評定を行っており、評定の結果「総合評価 2」又は「総合評価 1」となった工事の請負者は、翌年度の入札に参加することはできません。

令和 7 年度の入札においては、令和 6 年度の建設工事の工事成績が対象になります。

3. 手持ち工事の運用基準（手持工事件数の上限）について

同一年度内に町が競争入札により発注する工事で、当初の予定価格が 500 万円以上（税込）のものについては、手持工事件数の基準を設けており、その上限件数を「3 件」（各工事種別の手持工事件数の合計）としていますので、受注可能件数にお間違えのないようお願いします。

4. 河南町建設工事請負業者選定要綱第 5 条第 2 号の運用について

指名競争入札において、指名通知を受けたにも関わらず、開札前日までに入札書又は入札辞退届を提出せず、何の意思表示も示されない場合は、河南町建設工事請負業者選定要綱第 5 条第 2 号の「不誠実な行為」に該当することから、次回と同業種での指名は行わないこととしておりますので、ご留意いただきますようお願いします。

5. 施工体制台帳の作成について

建設業法第24条の8並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定に基づき、下請負契約を締結した全ての建設工事において、施工体制台帳（作業員名簿も含む）の作成等が義務付けられておりますので、受注者におかれましては、ご留意いただきますようお願いいたします。

6. 工事現場における標示施設等について

本町では、工事に関する情報を住民に対しわかりやすく提供し、円滑な工事の進捗を図るため、「工事現場における標示施設等の設置基準」を制定しておりますので、受注者になられた方は、設置基準に従って標示施設等を設置してください。

7. 建設工事における建設業者の社会保険加入促進について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業者の社会保険加入促進を実施しております。

各発注案件の入札参加時に社会保険（雇用保険、厚生年金保険及び健康保険をいう。）の加入を資格要件としています。社会保険未加入の建設業者は入札に参加することが出来ません。ただし、法令により適用が「除外」とされている場合を除きます。

落札候補者に対して、事後審査時に「社会保険に関する誓約書」（本町指定様式）を提出していただきます。

8. 水道事業の発注について

本町では、令和3年4月から大阪広域水道企業団との水道事業の統合に伴い、水道事業が発注する物品の買入及び委託業務等の入札に参加するには、企業団制度による登録手続き等が必要となります。

詳しくは、大阪広域水道企業団 南河内地域水道センター（TEL 0721-98-5536）までお問い合わせください。